



県職労HP

webmaster@iwatekensyoku.or.jp

岩手県職員労働組合

vol. 05
2025. 7

新採用ニュース

～労働組合について・じちろう共済制度ついて～

労働組合について

今回は労働組合について紹介します！組合は、みなさんにとっては、まだ馴染みのないものかもしれません。しかし、組合が行っている取り組みは簡単なことです。1人では取り組めないことを組合員が助け合いながら、職場改善のために声をあげています。また、職場で各種ハラスメントが発生した際の通報・相談窓口となり、当該職場の意見を踏まえたサポートも実施しています。



**労働組合は
共済活動から
はじまった！**



組合は助けあい

労働組合は、組合員同士が助け合う、共済活動から始まりました。「労働者が、仲間のために、自分たちのために」ということでお金を出し合い、自主的に運営するクラブや組合がつけられました。

共済は民間の保険に似ていますが、利益を目的としていません。詳細については裏面で取り上げているので見てみよう！

～労働組合関係の法律～

○憲法第28条○

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

～労働三権（労働基本権）～

団結する権利 → **団結権**：労働者が、雇う側と対等な立場で話し合うために、労働組合をつくる権利

△警察職員、消防職員は制限されている

団体交渉 → **団体交渉権**：労働組合が雇う側と労働条件などを交渉します。（県職員の場合、一部職種を除いて、文書などで約束を交わすことができる権利までは保障されていません）

その他の団体行動 → **団体行動（争議）権**：要求実現のため、ストライキをする権利（すべての公務員が制限されている）

組合員だから利用できる「じちろう共済」

団体生命共済

保障提供元：こくみん共済 coop

皆さんは医療・生命保険(共済)に加入していますか？自分で加入していなくても、親が加入している場合もあります。若い時は死亡のリスクは低いですが、けがや病気に対する保障は必要ではないでしょうか？県職労の組合員が利用できる「じちろう共済」の制度の一部を紹介します。社会人として自立の第一歩として、自分で掛金を支払うことを考えてみてください。

(例) 35歳以下の男性

組合員向けの最低保障額と掛金

F型 23コース

月額 1,718円



※35歳以下の女性組合員向けの最低保障額と掛金はF型 23コース・月額 1,814円

※2025年10月～2026年9月末の掛金です。

死亡、重度障害	600万円
不慮の事故・感染症による死亡	1,200万円(上記を含む)
不慮の事故や病気による入院(初日から180日分を限度)	日額3,000円
不慮の事故による通院(初日から30日分又は60日分を限度)	日額1,500円
病気による退院後の通院(連続5日以上入院のとき、初日から60日分を限度)	日額1500円
手術 (入院を伴わない手術にも対応、手術の種類に応じて1回につき)	12・6・3万円のいずれか
先進医療(1回につき限度額)	1,000万円
傷病障がい/肝硬変または慢性膵炎と診断(1回につき)	50万円
診断書料補助(1回につき)	5,000円
がん診断(1回につき)	60万円
上皮内がん診断(1回につき)	6万円

△使わなきゃ損△ 退職後の保障の積み立て

長期共済は、年金や医療給付等の退職後の保障の積み立てです。将来の不安を解消するため、若い時からコツコツ積み立てるとより効果的に積み立てられます。(下図参照)

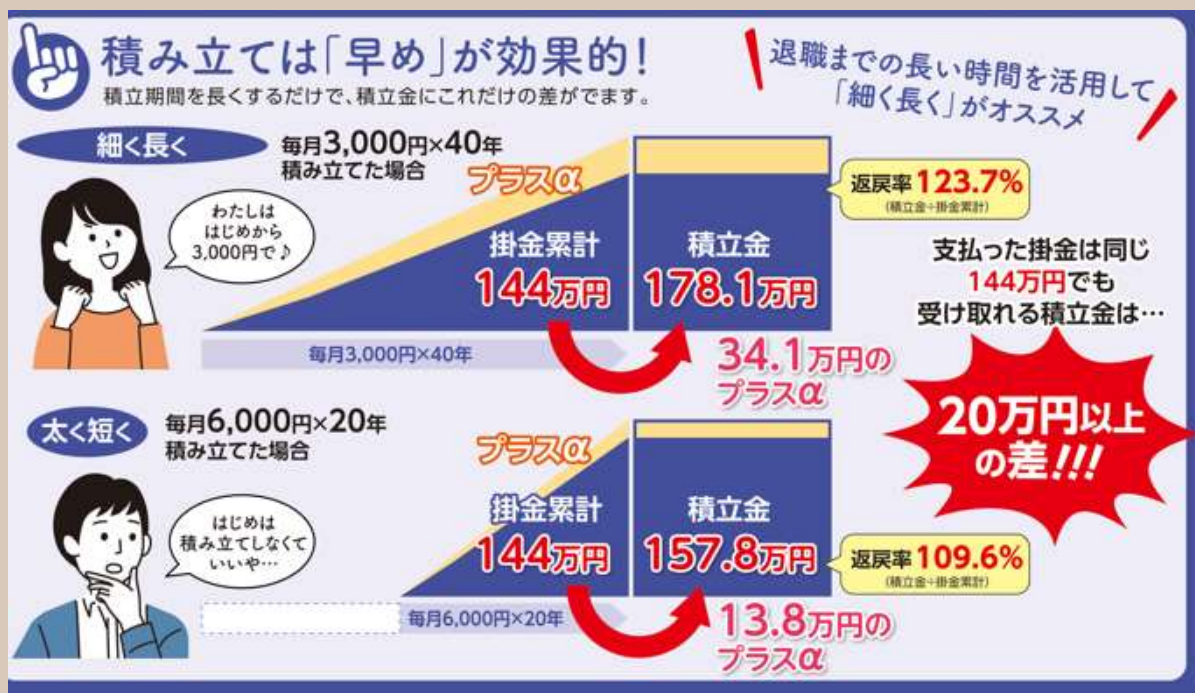
例) 長期共済：月払：18,000円を40年積立

掛金累計8,640,000円 → 積立金・解約返戻金 約10,686,000円

200万円以上
プラスに！！

※長期共済を利用するには、団体生命共済を利用する必要があります。

※長期共済は1口3,000円から利用できます。



※2025年7月現在の予定利率等にもとづき試算したものです。なお、予定利率等は将来変更することがありますので、将来の支払額を約束するものではありません。

※在職中の積立期間(共済期間)が、月払の場合は5年未満のとき、積立金・解約返戻金が払込掛金累計額を下回ります。

※詳しくはパンフレットをご覧ください。

ご不明点は支部書記局まで！！